

○千曲市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

平成17年 3 月25日

条例第 3 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に関する事業計画書及び収支予算書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定及び指定)

第3条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者を選定するものとする。

- (1) 前条第1号に規定する事業計画書（以下「事業計画書」という。）による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、千曲市公の施設の指定管理選定委員会に諮らなければならない。

3 市長は、第1項及び前項の規定にかかわらず、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定による選定事業者を指定管理者の候補者として選定することができる。

4 市長は、前3項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て当該候補者を指定管理者に指定しなければならない。

5 市長は、前項の規定により指定管理者の指定を行ったときは、その旨を公告するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第4条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の中途において第6条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金等の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項

(業務等報告の聴取等)

第5条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況について定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第6条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責に帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に生じた損害に対しては、市長はその責を負わない。

3 市長は、第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、その旨を公告するものとする。

(原状回復義務)

第7条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜら

れたときは、その管理しなくなった公の施設の施設又は設備（以下「施設等」という。）を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第8条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（教育委員会所管の公の施設への適用）

第9条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条から第7条までの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」とし、第2条及び次条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（千曲市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部改正）

2 千曲市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成15年千曲市条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成19年6月28日条例第17号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（令和7年6月30日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。